

第 5 6 号議案

亀岡市営住宅管理条例の一部を
改正する条例の制定について

亀岡市営住宅管理条例（平成 9 年亀岡市条例第 4 8 号）の一部を
改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 3 月 4 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市営住宅管理条例の一部を改正する条例

亀岡市営住宅管理条例（平成 9 年亀岡市条例第 4 8 号）の一部を
次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「第 2 1 条」の次に「又は福島復興再生特別措置
法（平成 2 4 年法律第 2 5 号）第 2 1 条」を加え、同項第 2 号アを
次のように改める。

ア 特に居住の安定を図る必要がある場合として規則で定める
場合 2 1 4 , 0 0 0 円

第 5 条第 1 項第 2 号イ中「一に」を「いずれかに」に、「令第 6
条第 5 項第 2 号に規定する金額」を「2 1 4 , 0 0 0 円（当該
災害発生の日から 3 年を経過した後は、1 5 8 , 0 0 0 円）」に
改め、同号ウ中「令第 6 条第 5 項第 3 号に規定する金額」を
「1 5 8 , 0 0 0 円」に改め、同項第 7 号中「暴力団員による不当
な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6
号」を「亀岡市暴力団排除条例（平成 2 4 年亀岡市条例第 2 4 号）
第 2 条第 3 号」に改める。

第 8 条第 1 項及び第 2 項並びに第 1 1 条第 2 項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第 1 2 条第 1 項中「、公営住宅法施行規則第 1 0 条で定めるところにより」を削り、同条第 2 項を次のように改める。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしてはならない。

(1) 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が第 5 条第 1 項第 2 号ア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超える場合

(2) 当該入居者が第 4 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合又は市営住宅及び共同施設の管理についてこの条例の規定に違反した場合

(3) 入居者が同居させようとする者が暴力団員である場合
第 1 2 条に次の 1 項を加える。

3 市長は、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるとき（前項第 3 号に該当する場合及び当該入居者が第 4 2 条第 1 項第 6 号に該当するときを除く。）は、前項の規定にかかわらず、第 1 項の規定による承認をすることができる。

第 1 3 条第 2 項中「決定をしないものとする」を「承認をしてはならない」に改める。

第 1 9 条第 2 項、第 3 2 条第 4 項、第 4 9 条、第 6 2 条及び第 6 5 条第 1 項中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡市営住宅管理条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における公営住宅法の一部改正及び亀岡市暴力団排除条例の施行に伴い、市営住宅への入居者資格及び同居を承認する要件を定めること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、平成25年4月1日から施行すること。